

## ○南関町生ごみ処理機器等設置補助金交付要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、南関町内の各家庭から排出されるちゅうかい類（以下「生ごみ」という。）の減量化及び台所排水の浄化による水質の保全を図るため、生ごみ処理機器及び生ごみ処理容器（以下「処理機器等」という。）の設置者に対する補助金の交付に関し、南関町補助金交付規則（昭和55年規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生ごみ処理機器 処理量が1回当たり1キログラム又は1日当たり3キログラム以上の密閉式、耐久性に優れているものをいい、電動式とする。
- (2) 生ごみ処理容器 流し台で使用する銅製のごみ収容器であつて、水切部の孔の直径が1ミリメートルで、ぬめり及び悪臭の防止に優れているものをいう。

(補助金の交付対象者)

**第3条** 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により、本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本町に有するものであること。
- (2) 同一世帯全員が町税等を滞納していないこと。

(補助金の額等)

**第4条** 補助金の額は、処理機器等の購入に要した費用の額に2分の1を乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、上限は30,000円とする。

2 処理機器等は、1世帯当たり1基とする。

(補助金の申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、購入前に南関町生ごみ処理機器等設置補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 商品カタログ
- (3) 住民票謄本
- (4) 同一世帯員分の町税等の未納がない証明

(補助金の交付決定等)

**第6条** 町長は、前条の申請書があつた場合は、内容を審査のうえ、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、その旨を申請者に南関町生ごみ処理機器等設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

**第7条** 前条に規定する交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、処理機器等の設置完了後30日以内に、南関町生ごみ処理機器等設置補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写し

(2) 設置写真

(補助金の確定等)

**第8条** 町長は、前条に規定する実績報告を受けた場合は、関係書類を審査し、又は必要に応じて現地確認検査等を行い、交付の決定の内容等に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに、南関町生ごみ処理機器等設置補助金交付確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

**第9条** 前条による通知を受けた交付決定者は、補助金を請求する場合は、南関町生ごみ処理機器等設置補助金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

**第10条** 町長は、前条の請求書の提出があったときは、交付決定者に補助金を交付することとし、当該交付決定者の指定する口座に補助金を振り込むものとする。

(決定の取消し等)

**第11条** 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) その他町長が補助金の交付決定を取り消すことが適当と認めるとき。

(委任)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成12年4月1日より施行する。

**附 則** (平成17年3月22日告示第47号)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年5月2日告示第63号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

**附 則** (令和5年6月2日告示第88号)

この要綱は、告示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

**附 則** (令和6年2月1日告示第9号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。